■建築物の用途別基準適用表

<一覧表凡例>
○整備義務
●努力義務
△整備義務（一部に適用）

整備項目		規則第3条に掲げる号	1																2	3	4	5	6	7	8	12・13
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ									
		対象施設	学校その他これに類するもの	博物館、美術館又は図書館	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場	病院、診療所、助産所又は施術所	社会福祉施設その他これに類するもの：老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	社会福祉施設その他これに類するもの：老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	公会堂又は集会場	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	飲食店、喫茶店、その他これらに類するもの	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの	公衆浴場	ホテル又は旅館	火葬場	左記イ～カに掲げる建築物「小規模特定施設」	共同住宅（床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸を超えるもの）	工場（床面積の合計が2,000㎡以上のもの）	国、県、市町村等の事務所又は公社、公団、独立行政法人等の事務所	銀行その他の金融機関の事務所	事務所（床面積の合計が2,000㎡以上のもの）	公衆便所	地下街その他これに類するもの	駐車場
整備項目		面積要件	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡以下								
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	表面	滑りにくく、平たんにする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	排水溝のふた	つえ等が落ち込まないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	段がある部分	階段の基準に準ずる構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：表面	粗面又は滑りにくい材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：手すり	設置(勾配1/12超、又は高低差16cm超かつ勾配1/20超の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：色の明度差	存在を容易に識別できるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：転落防止	両側設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	有効幅員	1.4m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	段	設けない(傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	傾斜路：有効幅員	1.4m以上(段に併設の場合90cm以上)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	傾斜路：勾配	1/15以下(高低差16cm以下の場合1/8以下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	傾斜路：踊場	高低差75cm以内ごとに踏幅1,5m以上の踊場設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	傾斜路：始点・終点	1.5m以上の水平部分を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
敷地内の通路：利用円滑化経路・便所までの経路	戸の構造	自動扉その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○	○	○	○	○	○	−	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	表面	滑りにくく、平たんにする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	排水溝のふた	つえ等が落ち込まないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	段がある部分	階段の基準に準ずる構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：表面	粗面又は滑りにくい材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：手すり	設置(勾配1/12超、又は高低差16cm超の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：色の明度差	存在を容易に識別できるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：不特定多数等が利用するもの	傾斜路：転落防止	両側設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	有効幅員	1.4m以上(端から10m及び区間50m以内ごとに車いすの回転できるスペースを設けた場合を除く)	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	段	設けない(傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く)	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	傾斜路：有効幅員	1.4m以上(段に併設の場合90cm以上)	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	傾斜路：勾配	1/12以下(高低差16cm以下の場合1/8以下)	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	傾斜路：踊場	高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場設置	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	傾斜路：始点・終点	1.5m以上の水平部分を設置	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
廊下等：利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路・便所までの経路	戸の構造	自動扉その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	○	○	○	○	○	○	○(客席を除く)	○(客席を除く)	○	○	○	○	○	○(客室内を除く)	○	−	○(住戸内を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
出入口：利用円滑化経路	有効幅員	直接地上へ通ずる出入口90cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○(住戸を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
出入口：利用円滑化経路	有効幅員	その他出入口80cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○(住戸を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
出入口：利用円滑化経路	段	設けない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○(住戸を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
出入口：利用円滑化経路	戸の構造	自動扉その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造(前後に高低差なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(*2)	○(住戸を除く)	○	○	○	○	○	○(*1)	○
階段	回り階段	設けない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
階段	手すり	設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
階段	段鼻	滑りにくく、つまずきにくい構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
階段	表面	粗面又は滑りにくい材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○
階段	色の明度差	存在を容易に識別できるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	○	○	○	○

＊1　「地下街その他これに類するもの」には利用円滑化経路の考え方を取り入れていないので、不特定多数等が利用するものすべてに利用円滑化経路の基準を適用する。
＊2　「小規模特定施設」には利用円滑化経路の考え方を取り入れていないので、道等から建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成する一以上のものについて基準を適用する。

■建築物の用途別基準適用表

<一覧表凡例> ○整備義務 ●努力義務 △整備義務 （一部に適用）		規則第3条に掲げる号	1									
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		ヘ	ト	チ	リ
		対象施設	学校その他これに類するもの	博物館、美術館又は図書館	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場	病院、診療所、助産所又は施術所	社会福祉施設その他これに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	公会堂又は集会場	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
整備項目		面積要件	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超
利用円滑化経路を構成するエレベーター	設置基準	利用円滑化経路	階数が3以上かつ床面積の合計(＊3)が2,000㎡以上 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○
	一般規定	奥行き	内のり寸法1.35m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		出入口	有効幅員80cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		停止階	利用居室等・車いす使用者用便房・車いす使用者用駐車施設のある階、地上階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乗降ロビー 幅・奥行き	1.5m以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乗降ロビー 高低差	設けない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乗降ロビー 表示	昇降方向を表示する装置を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		操作ボタン等	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用に配慮したものを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		かご内の表示	停止予定階及び現在位置を表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	不特定多数が利用	かごの幅	1.4m以上	ー	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	○
		平面形状	車いすの転回に支障ない構造(かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く)	ー	○	○	○	ー	○	○	○	○	○	○
	不特定多数が利用又は視覚障害者が利用	音声 かご内	到着階、出入口の戸の閉鎖を知らせる装置の設置(自動車駐車施設を除く)	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	○	○	○
		音声 かご内又は乗降ロビー	昇降方向を知らせる装置を設置(自動車駐車施設を除く)	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	○	○	○
		操作ボタン等	かご内及び乗降ﾛﾋﾞｰの操作ボタン等は、点字等視覚障害者が円滑に操作できる構造(自動車駐車施設を除く)	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	△（主として視覚障害者が利用するもの）	○	○	○	○	○	○
不特定多数等が利用する便所	段		設けない(傾斜路設置の場合を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	傾斜路	勾配	1/12以下(高低差16cm以下の場合1/8以下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	傾斜路	表面	粗面又は滑りにくい材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床の表面		滑りにくくする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	便房		1以上を洋式便器とし、手すりを設置(床面積1,000㎡未満は車いす使用者が利用可能な便房を設けるよう努める。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小便器		出入口に近いものを床置式等とし、手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	付帯設備	乳幼児用いす	乳幼児連れの利用が想定される用途の施設に設置（車いす使用者用便房への設置可）	ー	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	ー	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超（病院・診療所に限る） ○	ー	ー	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○
		乳幼児用ベッド	乳幼児連れの利用が想定される用途の施設に設置（車いす使用者用便房への設置可、別におむつ替えできる場所を設けても可）										
		オストメイト対応設備	オストメイト対応の水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡を設置（車いす使用者用便房への設置可）	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上○（特別支援学校に限る）	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上○（体育館（一般公共・ボウリング場・水泳場（一般公共）・遊技場に限る）	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上○（病院・診療所に限る）	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上○（老人ホーム・福祉ホーム等に限る）	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○

1							2	3	4	5	6	7	8	12・13
ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	左記イ～カに掲げる建築物「小規模特定施設」									
飲食店、喫茶店、その他これらに類するもの	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの	公衆浴場	ホテル又は旅館	火葬場			共同住宅（床面積の合計が2,000㎡以上又は50戸を超えるもの）	工場（床面積の合計が2,000㎡以上のもの）	国、県、市町村等の事務所又は公社、公団、独立行政法人等の事務所	銀行その他の金融機関の事務所	事務所（床面積の合計が2,000㎡以上のもの）	公衆便所	地下街その他これに類するもの	駐車場
100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡超	100㎡以下									
地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超（客室部分含む） ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	ー		階数が3以上かつ50戸超○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○	ー	地上階以外で不特定多数等が利用する部分の床面積の合計(＊4) 1,000㎡超 ○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		ー	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		ー	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		ー	○	○	○	○	○	ー	○
○	○	○	○	○	ー		○（共用便所を設ける場合）	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	ー			○	○	○	○	○	○	○
床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	ー	ー	ー	ー	ー		ー	ー	床面積の合計（＊3） 1,000㎡超 ○	ー	ー	床面積の合計（＊3） 50㎡以上 ○	ー	ー
床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	ー	ー		ー	ー	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○	ー	床面積の合計（＊3） 50㎡以上 ○	ー	床面積の合計（＊3） 2,000㎡以上　○

＊3　特定施設に該当する部分の床面積の合計（一敷地に複数の該当する用途の特定施設がある場合、それらの合計）とする。

＊4　建築物全体（特定施設に該当しない部分も含む。学校等・共同住宅部分を除く。一敷地に複数棟ある場合は、すべての棟を算入。）の床面積の合計とする。